

第24回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催場所

東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館2階「サンライト」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

郵送およびインターネットによる議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日) 午後6時まで

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

目次

第24回定時株主総会招集ご通知	1頁
株主総会参考書類	5頁
事業報告	29頁
連結計算書類	53頁
計算書類	55頁
監査報告	57頁

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社の第24回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は、「従業員の心と体の健康保持・向上」と「就業上の課題を持つ従業員の支援」への投資が企業の成長戦略の実現性を高めることになるとの考えの下、顧客企業の皆様が「従業員の元気」と「企業価値の向上」の実現を目指すウェルビーイング経営への取り組みをサポートするための商品及びサービスを提供しております。

また、この領域でのトップランナーとしてさらなる成長を目指し、メンタリティマネジメント事業につきましてはメンタル面だけでなくフィジカル面も含む総合的な健康経営支援事業に、就業障がい者支援事業につきましては仕事と傷病のほか出産・育児・介護等の課題との両立支援事業に事業エリアを拡大しております。

前年度におきましては、5月に「中期経営計画2023」を策定、その実現に向けた取り組みを推進いたしました。「中期経営計画2023」は、“ウェルビーイング領域におけるNo.1プラットフォームへ”を計画の骨子としており、当該領域における社内外の人事データや各種サービスを結び付けることのできる「アドバンテッジウェルビーイングDXP」を基軸として、顧客企業の皆様に対して複数サービスの総合提案を推進し、ウェルビーイング関連の事業領域の拡大を進めてまいります。

「アドバンテッジウェルビーイングDXP」は、これまでバラバラに管理してきた人事労務関連データを集約するデータマネジメントプラットフォームであり、データ集約にとどまらず、データ分析を通じて課題抽出を行い、“課題解決までのPDCAをサポートすること”をコンセプトとしています。

その他、ストレスチェック・エンゲージメントサーベイのサポート機能としてのパルスサーベイシステム「アドバンテッジpdCa（ピディカ）」や中堅・中小企業をメインターゲットとしたウェルビーイング支援型の福利厚生サービス「アドバンテッジWellGage（ウェルゲージ）」などのサービス提供も開始しております。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えすべく、コーポレートメッセージ「企業に未来基準の元気を！」の下、「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」という企業理念の実現に向け、さらなる挑戦を続けていく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
代表取締役社長 鳥越 慎二

証券コード 8769
2022年6月13日

株主各位

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
代表取締役社長 鳥越 慎二

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都港区白金台一丁目1番1号 八芳園 本館2階「サンライト」 （裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

◆インターネットによる開示について

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.armg.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表を含みます。

◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する対応について

1. 議決権行使に際しましては、感染拡大防止のため、書面（郵送）又はインターネットにより、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご出席を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。基礎疾患をお持ちの株主様、ご高齢の株主様、妊娠されている株主様におかれましては、特に、ご出席を見合わせることをご検討ください。
2. 株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、マスクの着用及び会場でのアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
3. 体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、会場入口におきまして、体温検査等が実施される可能性がございますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。
4. 株主総会におきまして、当社役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、株主総会の議事を、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で進行予定でございますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。
5. 今後の状況変化により、株主総会の運営方法及び会場等に変更がある場合には、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、ご来場の前にご確認くださいようお願い申し上げます。

◆株主様へのお願い

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日は、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

当社ウェブサイト (<https://www.armg.jp/>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館2階「サンライト」

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

2. 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後6時到着分まで

3. インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください（次頁をご参照）。

スマートフォンをご利用の場合、議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることにより、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使いただくことができます。ただし、2回目以降の「ログイン用QRコード」による接続では、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要となります。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後6時まで

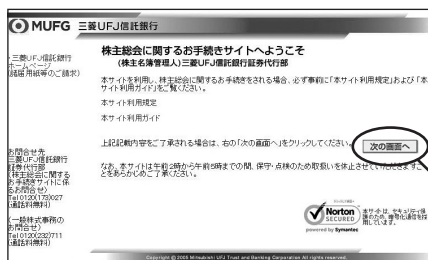
インターネットによる議決権行使について

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

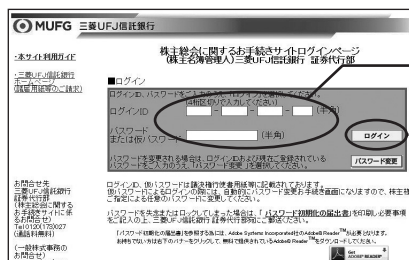


① 議決権行使サイトへアクセス



議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックして下さい。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックして下さい。

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル **0120-173-027**（9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

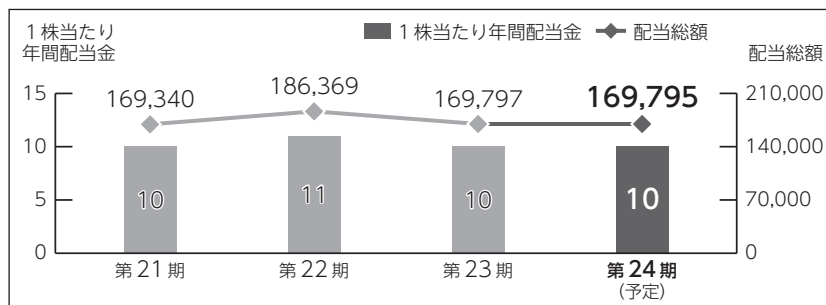
当社は、企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金 10 円 配当総額 169,795,490円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月29日（水曜日）

<ご参考>
1株当たり年間配当金の推移
 (単位：円)
配当総額の推移
 (単位：千円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第46条（剰余金の配当の基準日）を一部改定するとともに、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第47条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします（ただし、上記1. (3) にかかる変更案第17条の新設及び現行定款第18条の削除の効力が発生する時期については、変更案附則第2条の定めによるものといたします。）。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	3. 会計監査人
4. 会計監査人	（削除）
第5条～第6条（条文省略）	第5条～第6条（現行どおり）
（自己の株式の取得）	
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	（削除）
第8条～第9条（条文省略）	第7条～第8条（現行どおり）
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第10条（条文省略）	第9条（現行どおり）
② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定める。</u>	② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める。</u>
③（条文省略）	③（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(解任方法) 第21条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(解任方法) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間) 第22条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第31条 当会社の監査役は、3名とする。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(解任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において解任する。</p> <p>② 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	(削除)
<p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第35条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第43条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第37条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第45条 会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>	<p><u>(報酬等)</u> 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
第46条 会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	第42条 会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(新設)	② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
(新設)	③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<u>(中間配当)</u>	(削除)
第47条 会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	
(配当の除斥期間)	(配当の除斥期間)
第48条 (条文省略)	第43条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第24回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新設)	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>
	第2条 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。
	② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
	③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の充実、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名（新任3名を含む）の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	再任 <small>とりごえ</small> 鳥越 <small>しんじ</small> 慎二	代表取締役社長 社長執行役員 ミドルマーケット開発本部、 内部監査部、健康管理室管掌	17回／17回
2	新任 <small>すみだ</small> 住田 <small>けんすけ</small> 健介	上席執行役員 メンタリティマネジメント事業 部門管掌 (兼) 事業推進本部長	—
3	新任 <small>えはら</small> 江原 <small>とおる</small> 徹	上席執行役員 エンタープライズ営業部門、 LTD・両立支援事業部門管掌	—
4	新任 <small>あまだ</small> 天田 <small>たかゆき</small> 貴之	上席執行役員 コーポレート部門管掌 (兼) 経営管理本部長	—
5	再任 <small>よだ</small> 余田 <small>たくろう</small> 拓郎 独立 社外	社外取締役	16回／17回

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の41頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

1

とり 鳥
ごえ 越
しん 慎
じ 二

再任

(1962年8月15日生)

所有する当社の株式数

4,265,000株

取締役会出席状況

17回/17回

■略歴

- 1994年11月 株式会社アドバンテッジパートナーズ
パートナー
- 1995年1月 株式会社アドバンテッジインシュア
ランスサービス設立、代表取締役社長
- 1999年3月 当社設立、代表取締役社長
- 2004年3月 株式会社フラッグアドバンテッジ（現
株式会社ARM総合研究所）代表取締
役社長（現任）
- 2008年10月 当社代表取締役社長兼社長執行役員
（現任）
- 2021年4月 リソルライフサポート株式会社社外取
締役（現任）

■当社における地位及び担当

- 代表取締役社長
- 社長執行役員
- ミドルマーケット開発本部、内部監査
部、健康管理室管掌

■重要な兼職の状況

- 株式会社ARM総合研究所代表取締役社長
- リソルライフサポート株式会社社外取締役

■取締役候補者とした理由

鳥越慎二氏は、当社グループの創業以来、代表取締役社長としてグループ事業の発展を牽引してきた豊富な経験・実績と卓越した見識を有しております。今後も経営の指揮を執り、当社の持続的な成長と企業価値の増大を実現する上で適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 鳥越慎二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

すみ だ けん すけ
住 田 健 介

新任

(1968年8月24日生)

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

—

■略歴

1991年4月 株式会社リクルート入社
 2001年10月 同社マネージャー
 2005年4月 同社ゼネラルマネージャー
 2013年4月 当社入社 事業開発推進部長
 2017年4月 当社執行役員
 2020年6月 当社上席執行役員（現任）

■当社における地位及び担当

上席執行役員
 メンタリティマネジメント事業部門管掌
 （兼）事業推進本部長

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■取締役候補者とした理由

住田健介氏は、長年にわたる大手人材会社での勤務を経て当社に入社、以来、一貫してメンタリティマネジメント事業に携わり、2017年に執行役員に就任以降は、同事業部門の業務全般を統括してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定を果たしうるとともに、当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、取締役候補者となりました。

(注) 住田健介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

え はら
江 原

とおる
徹

新任

(1961年1月14日生)

所有する当社の株式数

300株

取締役会出席状況

—

■略歴

1983年4月 アメリカンファミリー生命保険会社
(現アフラック生命保険株式会社)
入社
2005年8月 同社執行役員
2011年7月 株式会社ライフプラザパートナーズ
入社
2013年3月 株式会社フィナンシャル・エージェ
ンシー執行役員
2016年11月 当社入社 執行役員
2020年6月 当社上席執行役員(現任)

■当社における地位及び担当

上席執行役員
エンタープライズ営業部門、LTD・両立
支援事業部門管掌

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■取締役候補者とした理由

江原徹氏は、長年にわたる大手生命保険会社あるいは総合保険代理店などでの勤務を経て当社に入社、以来、執行役員としてLTD事業部門の業務全般を統括してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定を果たしうるとともに、当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、取締役候補者といたしました。

(注) 江原徹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

あま だ たか ゆき
天 田 貴 之

新任

(1968年4月17日生)

所有する当社の株式数

4,500株

取締役会出席状況

—

■略歴

- 1992年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
- 2000年4月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社
- 2012年10月 ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社入社
- 2013年11月 株式会社ネクストジェン入社
- 2014年6月 同社取締役執行役員
- 2020年4月 当社入社 経営管理本部長
- 2020年11月 当社執行役員
- 2021年4月 リソルライフサポート株式会社社外取締役（現任）
- 2021年6月 株式会社ARM総合研究所取締役（現任）
- 2021年10月 当社上席執行役員（現任）

■当社における地位及び担当

- 上席執行役員
- コーポレート部門管掌
（兼）経営管理本部長

■重要な兼職の状況

リソルライフサポート株式会社社外取締役

■取締役候補者とした理由

天田貴之氏は、大手金融機関あるいは投資会社などでの勤務を通じて投融資、財務などの業務に精通しており、当社に入社以来、経営管理本部長、執行役員として成長戦略、アライアンス、資本政策、IRなど広範囲にわたる経営戦略の策定を推進してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定を果たしうるとともに、当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、取締役候補者といたしました。

(注) 天田貴之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

よ だ たく ろう
余 田 拓 郎

再任 独立 社外

(1960年8月25日生)

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

16回/17回

■略歴

- 1984年4月 住友電気工業株式会社入社
- 1998年4月 名古屋市立大学経済学部専任講師
- 2000年4月 同大学助教授
- 2002年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授
- 2007年4月 同大学大学院経営管理研究科教授(現任)
- 2009年3月 株式会社竹尾社外監査役
- 2011年6月 当社社外取締役(現任)
- 2019年10月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科委員長

■当社における地位及び担当

社外取締役

■重要な兼職の状況

慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

余田拓郎氏は、過去に社外役員になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、大学教授としての豊富な経験・識見を有しており、現在、当社社外取締役として、執行を行う経営陣から独立した立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行うなど適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただくこと期待し、選任をお願いするものであります。同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって11年となります。

- (注) 1. 余田拓郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 余田拓郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、余田拓郎氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は余田拓郎氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況 監査役会 出席状況
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="margin-right: 5px;">ほりこし 堀越</div> <div style="margin-right: 5px;">ただし 直</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> </div>	常勤社外監査役	17回／17回 12回／12回
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="margin-right: 5px;">てらはら 寺原</div> <div style="margin-right: 5px;">まきこ 真希子</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">女性</div> </div> </div>	社外取締役	17回／17回 —
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="margin-right: 5px;">すだ 須田</div> <div style="margin-right: 5px;">こういち 宏一</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> </div>	—	—

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の41頁に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

1

ほり
堀

こし
越

ただし
直

新任 独立 社外

(1951年3月21日生)

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

17回/17回

監査役会出席状況

12回/12回

■略歴

1973年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
1981年9月 同行国際部副調査役
1986年5月 同行東京営業第一部部長代理
1990年7月 ドイツ長銀出向
1995年4月 同行マーケット管理部副部長
2001年5月 同行法人戦略本部次長
2005年2月 当社社外監査役
2006年6月 当社常勤社外監査役（現任）
2009年9月 株式会社フラッグアドバンテッジ（現株式会社ARM総合研究所）監査役（現任）

■当社における地位及び担当

常勤社外監査役

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堀越直氏は、過去に社外役員になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、長年にわたる銀行勤務を通じて企業財務・会計に関する豊富な経験・識見を有しており、現在、当社社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど適切な役割を果たしていただいていることから、今後は監査等委員である社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年4ヶ月となります。

(注) 1. 堀越直氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 堀越直氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、堀越直氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

4. 当社は堀越直氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約をあらためて締結する予定であります。

候補者番号

2

てら はら まき こ
寺 原 真希子

新任 独立 社外 女性

(1974年12月23日生)

所有する当社の株式数

-株

取締役会出席状況

17回/17回

監査役会出席状況

-

■略歴

2000年 4月 長島・大野・常松法律事務所入所
 2003年 5月 銀座シティ法律事務所入所
 2008年 1月 メリルリンチ日本証券株式会社入社
 2010年 9月 榎本・寺原法律事務所（現弁護士法人東京表参道法律会計事務所）共同代表（現任）
 2018年 6月 当社社外取締役（現任）
 2019年 3月 日本フェイウィック株式会社社外取締役（現任）
 2021年10月 イオンリート投資法人監督役員（現任）

■当社における地位及び担当

社外取締役

■重要な兼職の状況

弁護士法人東京表参道法律会計事務所共同代表
 日本フェイウィック株式会社社外取締役
 イオンリート投資法人監督役員

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

寺原真希子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験・識見を有しており、現在、当社社外取締役として、執行を行う経営陣から独立した立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行うなど適切な役割を果たして頂いていることから、今後は監査等委員である社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 寺原真希子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 寺原真希子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、寺原真希子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 4. 当社は寺原真希子氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

す だ こう いち
須 田 宏 一

新任 独立 社外

(1955年3月14日生)

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

■略歴

- 1979年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社
- 2005年7月 同社理事 ネットワークサービスシステム研究所長
- 2007年4月 NTTアドバンステクノロジー株式会社入社 理事 コミュニケーションシステム事業本部副本部長
- 2008年6月 同社取締役 グローバルプロダクツ事業本部長
- 2012年6月 同社取締役 アプリケーションソリューション事業本部長
- 2016年4月 同社取締役 クラウドソリューション事業本部長
- 2017年4月 同社取締役 クラウドIoT事業本部長
- 2017年6月 NTT-ATテクノコミュニケーションズ株式会社代表取締役社長
- 2019年6月 同社相談役

■当社における地位及び担当

—

■重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

須田宏一氏は、長年にわたり大手通信事業会社において主にソフトウェア開発業務に携わるとともに、当該会社の関係会社で代表取締役を務めるなど、豊富な知識と幅広い見識を有しております。監査等委員である社外取締役として、その知見に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 須田宏一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 須田宏一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 須田宏一氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
4. 須田宏一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
くれ ばやし まさ みつ 紅林 優 光 (1965年7月11日生)	1989年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入社 1995年6月 同監査法人退社 1995年7月 太田昭和アーレストアンドヤング株式会社(現EY税理士法人) 入社 1999年9月 同社退社 1999年10月 紅林公認会計士事務所代表(現任) 2000年5月 株式会社アクティス監査役(現任) 2001年2月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント監査役 (現任) 2017年8月 サイバーステップ株式会社社外監査役(現任) 2022年5月 株式会社オーバース監査役(現任) [重要な兼職の状況] 紅林公認会計士事務所代表、株式会社アクティス監査役、株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント監査役、サイバーステップ株式会社社外監査役、株式会社オーバース監査役	—
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>紅林優光氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、客観的な立場から監査を行っていただくことを期待しております。</p> <p>なお、紅林優光氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 紅林優光氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 紅林優光氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 紅林優光氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の41頁に記載のとおりです。紅林優光氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2017年6月23日開催の第19回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額250百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し決定しており、相当であるものと判断しております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬の枠内で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、前半は国内外における新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞し、景気は極めて厳しい状況で推移いたしました。秋以降は国内の新規感染者数が低位にとどまり、個人消費を中心に回復の動きが見られたものの、年明けからは新たな変異株が急速にまん延するなど感染症拡大の波は断続的に続いております。また、ウクライナ紛争による資源価格高騰や円安を背景とする物価上昇による経済の冷え込みが懸念されるなど、先行きの不透明感が高まる状況となりました。

このような経済状況の下、当社は、2021年5月に策定した「中期経営計画2023」(2021年度～2023年度)の実現に向けた取り組みを推進いたしました。「中期経営計画2023」につきましては、“ウェルビーイング領域におけるNo.1プラットフォームへ”を骨子とし、従来の事業ドメインを内包するウェルビーイング関連領域(*)において実効性のある課題解決策をSaaSにて展開し、既存事業の深掘りとドメイン拡大を進めることにより、同領域におけるソリューション提供のリーディングカンパニーを目指すことを基本方針としております。具体的には、(1) DXプラットフォームの展開、(2) BtoBtoE領域への進出、(3) 資本提携・オープンイノベーションの加速、(4) 人材育成強化・健康経営推進、(5) ITケイパビリティの強化を重点テーマとして各種施策を実施し、顧客企業の生産性向上を通じた「企業価値の向上」と「従業員の元気」の実現を経営ビジョンとした事業活動を展開いたします。

当連結会計年度におきましては、中期経営計画のコア商品となる「アドバンテッジウェルビーイングDXP」フェーズ1.0及び1.5をリリースし、同DXPを軸とした顧客企業への複数サービス提供の総合提案営業を推進いたしました。また、BtoBtoE領域への進出に向けて、2021年4月に第三者割当増資引受により持分法適用関連会社となったリソライフサポート株式会社(以下、「RLS社」)との連携の下、当社の健康経営・両立支援サービスとRLS社の総合的福利厚生サービスを一体化したウェルビーイング支援型福利厚生サービスに加え、GLTD(Group Long Term Disability: 団体長期障害所得補償保険)及びエンゲージメントサーベイを包含したストレスチェックをセットにした当社独自のパッケージサービス「アドバンテ

ツジWellGage（ウェルゲージ）」の販売を開始いたしました。さらに、DXプラットフォームの展開及び資本提携・オープンイノベーションの加速に向けて、2021年9月、ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社に資本出資を行い、フィジカル領域におけるサービス・顧客基盤の強化、商品・サービスのクロスセル推進、ネットワーク健診システム等のDXプラットフォームへのシステム連携等、ウェルビーイング関連の事業領域の一層の拡大に着手いたしました。

（＊）当社事業における心身の健康、従業員の成長、リスクの予防と発生時の支援、両立支援、福利厚生、余暇支援、会社との一体感醸成等の業務領域

当連結会計年度の売上高につきましては、前期比では増収となりましたが、上期に発生した新システムへの切り替えに伴う業務運営への負荷の増加が想定以上に長期化したほか、顧客企業人事部門が新型コロナウイルス感染症への対応を優先した影響など営業活動が停滞いたしました。第4四半期連結会計期間は各事業ともに売上が伸長したものの計画を大きく下回る結果となりました。費用面につきましては、「アドバンテッジタフネス」のシステム刷新や「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッジハーモニー)」など既存の主力サービスの改良に伴うシステム関連費用の増加のほか、今後の成長に向けた人員強化やシステム投資、プロモーション強化等の諸施策を実施した結果、経費負担が大幅に増加いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は5,792百万円（前期比6.2%増）、営業利益は352百万円（前期比51.5%減）、経常利益は362百万円（前期比50.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は201百万円（前期比59.3%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度期首から適用しておりますが、損益に与える影響はありません。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりです。

（メンタリティマネジメント事業）

当事業におきましては、ストレスチェック義務化対応プログラム「アドバンテッジタフネス」に新機能を追加し、本質的な課題を「見える化」とすると同時に個と組織をプラスの方向に「変える」、法令化対応ストレスチェックを超える組織改善ワンストップサービスに刷新した新「アドバンテッジタフネス」をリリースし、顧客企業への旧プログラムからの切り替え対応に注力いたしました。また、顧客企業の組織課題解決への関心の高まりに対応するため、従業

員の人事労務情報を集約して「見える化」した各種データを専門的知見に基づいて分析し、組織・個人の課題を明確化した上で課題改善・成果実現に向けたソリューションを提供する人事課題解決型DXプラットフォーム「アドバンテッジ ウェルビーイングDXP」の提供を開始いたしました。さらに2021年11月には組織改善のPDCAを加速するパルスサーベイシステム「アドバンテッジ p d C a (ピディカ)」をリリースいたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、「健診管理システム」や「産業医・保健師サービス」が大幅に増加したものの、新「アドバンテッジタフネス」への切り替え負荷が想定以上に発生、長期化するなど営業活動が停滞し計画を大きく下回りました。第4四半期連結会計期間においてはソリューション販売が伸長、回復したものの前年同期比微増にとどまりました。費用面につきましては、システム刷新に伴う開発費用及びオペレーション費用の増加、切り替えに伴う一時的な費用の発生、成長に向けた人的投資等により経費負担が増加いたしました。

これらの結果、メンタリティマネジメント事業の売上高は4,317百万円（前期比7.3%増）、セグメント利益は662百万円（前期比26.3%減）となりました。

（就業障がい者支援事業）

当事業におきましては、特に、新たな連携先との関係構築及び既存連携先との関係深化によるGLTDの新規顧客開拓に取り組みました。また、従来はGLTDの付帯サービスとして提供していた休業者管理業務支援システムを改良、刷新した、会社と傷病休のほか産休・育休・介護休業等により休業中の従業員を繋ぐ休業者管理支援クラウドサービス「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッジハーモニー)」について、2022年4月から段階的に施行される育児・介護休業法改正への対応を図りつつ営業活動を展開しました。

当連結会計年度の売上高につきましては、コロナ禍による一部顧客における従業員削減やコスト削減に伴う影響、また新規契約の期ズレやロスト案件発生の影響により、計画を下回りましたが前期比では増収。見込み件数も顕著に伸長。また、「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッジハーモニー)」の新規契約につきましては、第4四半期連結会計期間より増加したものの、顧客企業人事部門の職域での新型コロナワクチン接種対応優先により営業活動が停滞し、新規導入のリードタイム長期化への影響を期中には解消できず、計画を大幅に下回る結果となりました。費用面につきましては、「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッジハーモニー)」のシステム開発投資に伴う償却費の増加、成長に向けた人員強化を実施した結果、IT関連費用及び人件費が増加いたしました。

これらの結果、就業障がい者支援事業の売上高は1,147百万円（前期比5.3%増）、セグメント利益は107百万円（前期比34.5%減）となりました。

(リスクファイナンス事業)

主に企業等に勤務する個人を対象として保険商品を販売している当事業におきましては、当連結会計年度の売上高は前期比でほぼ横ばいとなりました。費用面につきましては、効率的なオペレーション業務体制を維持することによりコスト抑制に努めました。

これらの結果、リスクファイナンス事業の売上高は327百万円（前期比3.3%減）、セグメント利益は255百万円（前期比5.8%減）となりました。

セグメント毎の売上高につきましては、次のとおりであります。

事業の名称	前連結会計年度	当連結会計年度	前期比
メンタリティマネジメント事業	4,024百万円	4,317百万円	7.3%
就業障がい者支援事業	1,089百万円	1,147百万円	5.3%
リスクファイナンス事業	338百万円	327百万円	△3.3%
合計	5,452百万円	5,792百万円	6.2%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は974百万円で、その主なものは、ソフトウェアを中心としたメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業への投資です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

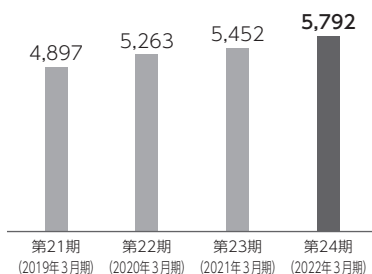
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年3月期)	第 22 期 (2020年3月期)	第 23 期 (2021年3月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	4,897	5,263	5,452	5,792
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	614	639	496	201
1株当たり当期純利益 (円)	36.15	37.74	29.25	12.07
総資産額 (百万円)	5,014	5,474	5,866	5,678
純資産額 (百万円)	2,890	3,373	3,692	3,425
1株当たり純資産額 (円)	166.76	194.83	214.45	202.42

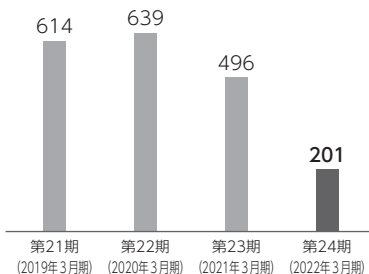
売上高

(単位：百万円)



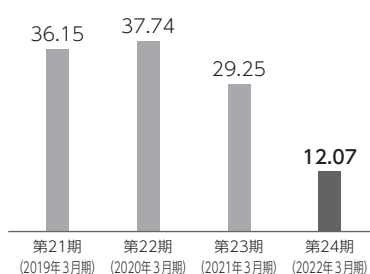
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



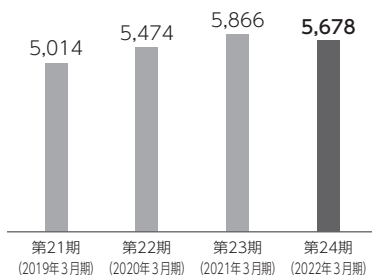
1株当たり当期純利益

(単位：円)



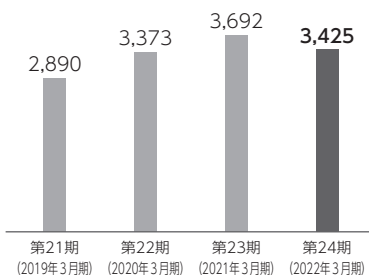
総資産額

(単位：百万円)



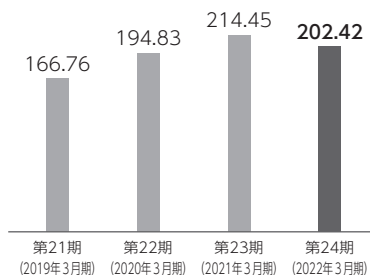
純資産額

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年 3 月期)	第 22 期 (2020年 3 月期)	第 23 期 (2021年 3 月期)	第 24 期 (当事業年度) (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	4,911	5,277	5,467	5,807
当 期 純 利 益 (百万円)	610	636	491	191
1 株当たり当期純利益 (円)	35.91	37.55	28.99	11.44
総 資 産 額 (百万円)	4,990	5,447	5,834	5,637
純 資 産 額 (百万円)	2,863	3,343	3,657	3,380
1 株当たり純資産額 (円)	165.17	193.05	212.41	199.72

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 A R M 総 合 研 究 所	10百万円	100.0%	メンタリティマネジメント事業

(4) 対処すべき課題

メンタリティマネジメント事業、就業障がい者支援事業及びリスクファイナンス事業、並びに全事業共通の対処すべき課題は、以下のとおり考えております。

① メンタリティマネジメント事業

主にメンタル不調による就業不能発生の予防や職場の高ストレス者に対応するためのメンタルヘルスケアにとどまらず、組織や個人に対して生産性向上の観点からポジティブサイドのアプローチも行う事業として推進しております。競合企業が増加する中、市場のニーズに対応した新商品を適時に投入し、競合他社との差別性を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1) 企業のストレスチェック義務化への対応

法制化にフルラインアップで対応する「アドバンテッジタフネスシリーズ」の安定的運用を図るとともに、顧客要望等を踏まえ、提供するサービスのクオリティ向上に取り組んでまいります。

2) 大企業マーケットの顧客基盤拡大

一定の規模以上の顧客に対して、外部チャネルの積極的な活用やセミナーの開催を始めとしたマーケティング活動等の様々な手段により継続的にアプローチを行い、積極的な営業展開を図ってまいります。

3) ミドルマーケットの開拓

中堅企業に対して、多様な商品・サービスを個々のニーズに応じて提案し、ミドルマーケットにおける新規顧客開拓を推進してまいります。

4) 効率的なオペレーション体制の構築

導入企業数、対象従業員数の拡大に伴う課題として、業界トップレベルの品質である商品・サービスを安定供給するためにも、オペレーション体制のさらなる効率化に取り組んでまいります。

5) 人事課題解決型プラットフォームの構築

従業員の心身の健康状態や人事労務情報についての各種ビッグデータを分析し、分析結果に基づいて組織・従業員個人のパフォーマンス向上を図ることにより企業の健康経営を実現する人事課題解決型「アドバンテッジ ウェルビーイングDXP」の構築・提供を進めてまいります。

② 就業障がい者支援事業

就業障がい者支援事業で展開しているサービスについては、競合他社との差別化を意識した開発を行っておりますが、競争が激しくなる市場において、優位性を確保しつつシェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1) GLTD販売

イ. 新規顧客の獲得の強化

一定の規模以上の顧客に対して、GLTDに注力しているパートナー企業との連携や積極的なマーケティング活動等、様々な手段によりアプローチを行います。第4類団体（共通目的を持つ者により組織される会員団体）への本格展開等、より一層の新規顧客の獲得活動に取り組んでまいります。

ロ. ミドルマーケット参入のための基盤づくり

ミドルマーケット参入のため、同マーケット向けの商品開発、中堅企業との取引に業務基盤を有する企業との提携に取り組んでまいります。

ハ. 新たな優位性の確立

GLTDの普及が進むことによって、これまでの実績や知見・ノウハウ面での優位性が相対的に低下していくことが考えられるため、新たな優位性の確立に取り組んでまいります。

2) 休業者管理支援システムの顧客開拓

GLTDの付帯サービスとして提供していた休業者管理業務支援システムを改良、刷新し、会社と休業中の従業員を繋ぐクラウドサービスとして商品化した休業者管理支援システム「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッジハーモニー)」の利用顧客拡大を推進してまいります。

③ リスクファイナンス事業

当該事業は、成熟したマーケットを対象としております。また、当事業では職域等のチャンネルを通じて主に個人に対してサービス提供も行っており、適切な募集体制の構築に取り組むことや提供するサービス及びオペレーション体制を適宜見直すこと等により、効率的な業務運営を行うことが重要な課題と考えております。

④ 全事業共通

当社の属する各市場の競争環境が激化する中において、顧客企業の皆様の生産性の向上を通じた企業価値の向上と、従業員の真のウェルビーイングを同時に実現することで優位性を確保していくことが重要な課題と考えております。この課題に対応するため、持分法適用関連会社であるリソライフサポート株式会社との連携を図り、当社が有する健康経営支援事業・両立支援事業におけるDXプラットフォーム及び課題解決のためのソリューション商品と、当社が提供する総合的福利厚生サービスを活用し、「健康経営・両立支援」と「福利厚生」が一体化した従業員エンゲージメント向上のための共通基盤の構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業内容	主要商品・サービス
メンタリティマネジメント事業	企業向けメンタルヘルス対策プログラムの提案・運用、EQ（感情知能）理論を基にした検査、研修プログラムの提案・運用、産業医保健師サービス、健康経営推進支援
就業障がい者支援事業	GLTDの代理店業、就業障がい者復職支援、休業者管理支援システムの提供
リスクファイナンス事業	個人・法人向け損害保険、生命保険の代理店業

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

当 社	本社 : 東京都目黒区 大阪支店 : 大阪市北区 名古屋支店 : 名古屋市中区
株式会社ARM総合研究所	本社 : 東京都目黒区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業内容	使用人数	前連結会計年度末比増減
メンタリティマネジメント事業	215 (29)名	20名増 (2名増)
就業障がい者支援事業	73 (16)名	2名減 (7名増)
リスクファイナンス事業	9 (2)名	— (—)
全社(共通)	81 (10)名	12名増 (4名増)
合計	378 (57)名	30名増 (13名増)

- (注) 1. 使用人数は、連結会社外から当連結会社への出向者を含んでおります。
 2. 使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
365 (57)名	25名増 (13名増)	38.4歳	5.5年

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
 2. 使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円
株式会社第四北越銀行	20百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 36,500,000株
- ② 発行済株式の総数 17,280,200株 (自己株式300,651株を含む)
- ③ 株主数 2,519名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
鳥越 慎二	4,265,000株	25.1%
笹沼 泰助	2,685,700株	15.8%
S I X S I S L T D .	1,346,300株	7.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,143,000株	6.7%
フォルソム 夕起子	1,040,000株	6.1%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	765,000株	4.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	497,500株	2.9%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	436,340株	2.6%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	310,000株	1.8%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	265,700株	1.6%

- (注) 1. 当社は、自己株式を300,651株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は、小数点第二位を四捨五入して表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

第6回新株予約権（2017年8月7日開催の取締役会決議による新株予約権）

1) 新株予約権の数

671個（新株予約権1個につき100株）

2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 67,100株

3) 新株予約権の払込金額

無償

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 142,900円（1株当たり 1,429円）

5) 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1個当たり 109,600円

6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年8月8日から2027年8月7日まで

7) 新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。
- ・その他の条件については、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

8) 当社役員の保有状況（2022年3月31日現在）

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (うち社外取締役)	671個 (一)	67,100株 (一)	1名 (一)
監査役 (うち社外監査役)	— (一)	— (一)	— (一)

- ② 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	鳥 越 慎 二	マーケティング本部、 ミドルマーケット開発 本部、内部監査部、健 康管理室管掌	株式会社ARM総合研究所代表 取締役社長 リソライフサポート株式会社 社外取締役
取締役 専務執行役員	森 光 威 文	コーポレート管掌	—
取 締 役	余 田 拓 郎	—	慶應義塾大学大学院経営管理研 究科教授
取 締 役	江 幡 真 史	—	東京保健医療専門職大学リハビ リテーション学部教授
取 締 役	寺 原 真 希 子	—	弁護士法人東京表参道法律会計 事務所共同代表 日本フェイウィック株式会社社 外取締役 イオンリート投資法人監督役員
常 勤 監 査 役	堀 越 直	—	—
監 査 役	縫 田 駿 一	—	—
監 査 役	林 隆 夫	—	—

- (注) 1. 取締役余田拓郎氏、取締役江幡真史氏及び取締役寺原真希子氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 常勤監査役堀越直氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査役林隆夫氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役堀越直氏、監査役縫田駿一氏及び監査役林隆夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役堀越直氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1973年4月から2005年3月まで在籍し、通算32年にわたる銀行業務を通じて決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
 - ・監査役縫田駿一氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1968年4月から1998年5月まで在籍し、通算31年にわたる銀行業務を通じ、さらに1998年6月から2003年8月まで株式会社長栄の代表取締役社長、株式会社長栄アドバンテッジの取締役副会長を歴任し、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
 - ・監査役林隆夫氏は、日本軽金属株式会社及びそのグループ企業に1962年4月から2005年6月まで在籍し、その間1979年6月から1999年4月までの間、通算11年にわたり同社監査室長を務めたほか、日本ナショナル製罐株式会社を始めとして同社グループ企業4社の監査役を通算7年務めており、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。

5. 2022年4月1日以降の、取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の変更は、以下のとおりです。

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	鳥越慎二	ミドルマーケット開発本部、内部監査部、健康管理室管掌	株式会社ARM総合研究所代表取締役社長 リソライフサポート株式会社社外取締役
取締役	森光威文	社長付	—

6. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。社外取締役以外の取締役2名は執行役員を兼務しておりますが、森光威文氏は2022年3月31日付をもって、執行役員を退任いたしました。また、取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は6名おり、住田健介、江原徹、廣瀬光紀、天田貴之、坂本要及び鶴純也の各氏が構成されております。なお、2022年3月31日付で廣瀬光紀氏は執行役員を退任し、2022年4月1日付で新たに吾郷真治、平居秀朗及び藤本方久の各氏が執行役員となりましたので、取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は8名となりました。
7. 法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、2021年6月24日開催の第23回定時株主総会において補欠の監査役として紅林優光氏（紅林公認会計士事務所代表）が選任されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定される最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等を、主に持続的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能するよう取締役会において以下のとおり決議しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、社長執行役員が内規に基づき作成した報酬案を、取締役会において審議のうえ決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

1) 基本方針

イ.当社の取締役の報酬は、株主総会で決定された報酬等の総額の範囲内において、2020年6月24日付で制定した取締役報酬規程（以下、「内規」という）に従って役位等により年間報酬の範囲を定めるものとし、月額報酬、基本賞与及び業績賞与に関して、内規に従って社長執行役員が提案し、取締役会で決定するものとする。

ロ.取締役の報酬は、原則として上記の報酬のみとし、手当等他の給与は支給しない。ただし、使用人兼務取締役については、使用人分の給与と合わせて支給することがある。また、通勤に要する定期乗車券又は回数券代相当の通勤費を支給する。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額報酬とし、内規に基づき、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案のうえ、各取締役の職務範囲、過去3年の実績及び、会社の過去3年の実績（計画比及び成長率等）を考慮して、決定するものとする。

3) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針並びに個人別の報酬等に対する金銭報酬・業績連動報酬の割合の決定方針を含む）

イ.業績連動報酬等は、基本賞与及び業績賞与とし、毎年一定の時期に支給する。

ロ.基本賞与は、月額報酬の3か月を基準として0～6か月相当の範囲内とし、内規に基づき、KPI及び定性的目標の達成度、及び中長期的な企業価値向上への貢献度に基づいて算出し決定するものとする。

ハ.業績賞与は、月額報酬の1か月を基準として0～2か月相当の範囲内とし、内規に基づき、KPIの達成度に基づいて算定し決定するものとする。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額
当期における報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	78 (17)	70 (17)	8 (-)	- (-)	5 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	16 (13)	16 (13)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	94 (30)	86 (30)	8 (-)	- (-)	8 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 持続的な企業価値の向上を実現するため、業績連動報酬等にかかる業績指標は、主に、基本賞与については、期初設定の売上高及び営業利益の達成度並びに前期からの売上高、営業利益及び1株当たり当期純利益の成長率、業績賞与については、期初設定の売上高、営業利益の達成度で構成されております。なお、売上高は達成度89.1%前期比6.2%増、営業利益は達成度41.4%前期比51.5%減、1株当たり当期純利益は前期比58.7%減となりました。
3. 取締役の報酬等の額は、2017年6月23日開催の第19回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第8回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑦ 社外役員に関する事項
 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	余 田 拓 郎	当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、主に経営学の研究及び大学教授としての見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特にマーケティング及び品質管理について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、当社の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	江 幡 真 史	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、豊富な経営者経験及び幅広い見識から、取締役会で積極的に意見を述べており、特にコーポレート・ガバナンス等の見識に基づき監督、助言等を行うなど、当社の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	寺 原 真 希 子	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に弁護士としての企業法務に関する見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特にリスクマネジメント及びダイバーシティについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、当社の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常 勤 監 査 役	堀 越 直	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に法的、財務的及び税務的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言及び提言を行っております。また、当期に開催された監査役会12回すべてに出席し、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役	林 隆 夫	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に法的、財務的及び税務的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言及び提言を行っております。また、当期に開催された監査役会12回すべてに出席し、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	28百万円
非監査業務に基づく報酬	0百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して委託した、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の非監査業務は、EU一般データ保護規則に関する助言・指導業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) **業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要**

当社は、2015年5月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を一部改正する決議をいたしました。改正後の内部統制システムに関する基本方針の内容は、以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社（以下「ARMグループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) ARMグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ARMグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針及び行動指針等に定める。
- 2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
- 3) 内部通報制度の利用を促進し、ARMグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実の早期発見、対策及び再発防止に努める。
- 4) 取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
- 5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- 6) 内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。
- 7) 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料と共に適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

③ ARMグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。

- 2) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講ずる。
 - 3) 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
 - 4) 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。
- ④ ARMグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
 - 2) 取締役会は、ARMグループの効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
 - 3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的で開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - 4) グループ全体の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、グループ全体の適切な会議体を設置し、開催する。
 - 5) 連結ベースの事業計画に基づき、グループ全体の予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - 6) グループ全体の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
- ⑤ ARMグループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) ARMグループ各社は、ARMグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
 - 2) ARMグループに属する会社間の取引は、関係法令・企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。
 - 3) ARMグループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、グループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、当社グループ全体として機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。

- 4) A R Mグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。
 - 5) 内部監査部門は、A R Mグループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、A R Mグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - 6) A R Mグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - 7) A R Mグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。
 - 2) 監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。
- ⑦ A R Mグループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制
- 1) A R Mグループ各社の取締役社長は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。
 - 2) A R Mグループ各社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。
 - 3) 取締役及び使用人は、法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) A R Mグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。
 - 2) A R Mグループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。

3) A R Mグループの取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

- ⑨ 上記⑦を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行ったA R Mグループの取締役及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。

- ⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

A R Mグループでは、上記方針に基づいて、内部統制システムの適切な構築と運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

社外取締役3名を含む取締役5名は、原則月1回開催される取締役会において、A R Mグループの経営に関する重要事項の審議及び決定並びに取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役の職務執行が効率的に行われるよう、執行役員制度の下、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲により業務執行の迅速化を図っております。社外取締役は、独立した客観的な立場及びそれぞれの専門的見地から、取締役の業務執行に対して積極的に提言を行っております。

② 監査役の職務執行

社外監査役2名を含む監査役3名は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会やその他必要に応じ重要な会議に出席するほか、稟議書閲覧等によって業務執行状況を的確に把握し、A R Mグループの経営状況を監査するとともに、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行うこと等により、監査の実効性の向上を図っております。

③ リスクマネジメント

当社では、「リスク管理規程」及び「リスク管理マニュアル」においてリスクの管理体制及び報告のプロセス等を定め、リスクマネジメントタスクフォースが組織横断的な視点からリスク管理に関する業務全般を統括しております。リスクマネジメントタスクフォースは、全社的なリスクの管理と評価を行っており、リスク管理に関する重大な問題を認識した場合には、速やかに取締役社長に報告するとともに遅滞なく取締役会にその旨を報告するものとし、リスク管理の状況について各事業年度に1回、取締役会に報告しております。

④ コンプライアンス体制

ARMグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、企業理念及び行動指針等に定められた企業倫理に基づき誠実に行動することが求められております。また、内部者取引防止等の社内研修も適宜行うなどコンプライアンス強化に努めているほか、コンプライアンスに抵触する事案の社内通報制度として相談窓口を社内外に設置しており、事案の早期把握と速やかな対応に努めるとともに、内部通報者の保護にも十分配慮した運用体制を構築しております。

⑤ 反社会的勢力排除に関する取り組み

当社では、「反社会的勢力への対応方針」を定めて反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求に対する法的対応、裏取引や資金的提供の禁止等を徹底しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、組織全体として対応する体制を構築しております。

⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備及び運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した取締役社長直結の組織として内部監査部門を設置しております。内部監査部門は、ARMグループの財務報告に係る内部統制評価、情報セキュリティ・個人情報保護及びリスクマネジメントに関する内部監査を中心に活動しており、その結果を取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人との連携を図ることにより、内部監査の効率的な実施に努めております。

(7) 資本政策（利益配分に関する方針）

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要事項の一つとして位置付けております。このような観点から、当社を取り巻く経営環境や以下の配当方針によって剰余金の配当等を決定することとしております。

配当につきましては、各期の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様への利益還元を高めるため、連結配当性向30～35%程度を念頭に安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発などに活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、安定的な利益配当の実施という基本方針等を踏まえつつ、業績及び資金の状況を勘案し総合的に判断した結果、1株につき金10円とさせていただきたいと存じます。

(ご参考)

◆アドバンテッジリスクマネジメントのコーポレートメッセージ及び経営理念

企業に未来基準の元気を！

私たちは、
人々が「安心して働ける環境」と企業の「活力ある個と組織」を
皆様と共に創り出します。

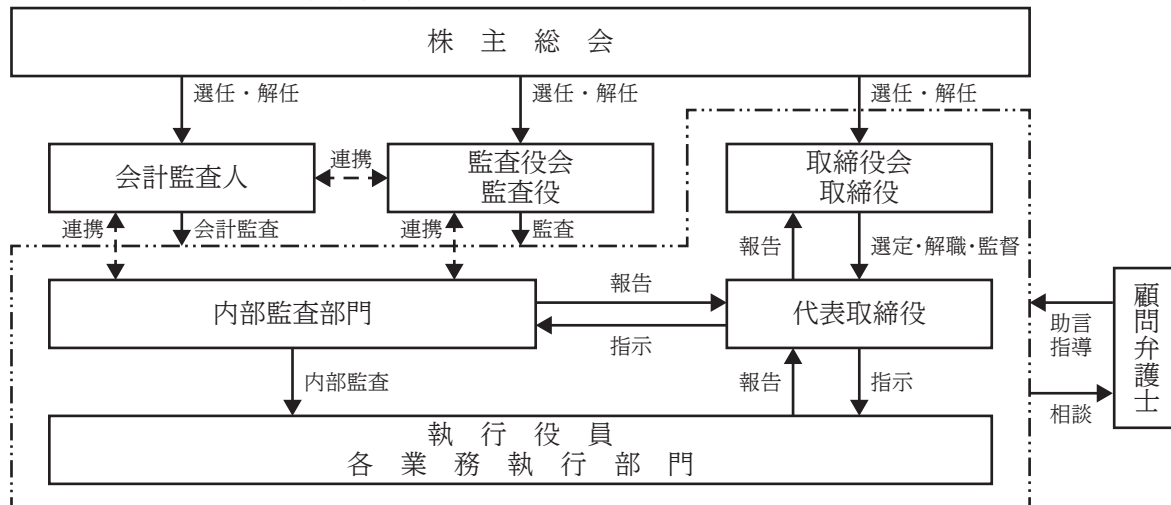
◆アドバンテッジリスクマネジメントのコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーと健全かつ良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げることが、企業価値の最大化につながると考えており、その実現に向け、透明性と客観性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築、運営することを最重要課題の一つとして位置付けております。

当社は、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲による業務執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入し、取締役5名と取締役の兼任も含めた執行役員7名の体制を採用するとともに、取締役会の監督機能の強化を図るため執行役員を兼任しない取締役として、経営者から独立した社外取締役3名を選任しております。また、経営の健全性確保に向け、制度として監査機能を明確に位置付けることができる監査役設置会社の組織形態を採用し、監査役3名の体制をとっております。さらに各業務執行部門と独立した内部監査部門を設置し、全部門を対象に業務活動全般の内部監査を実施するとともに、必要に応じて改善事項の指摘・指導を行い、改善が必要な事項については改善の進捗状況の確認を実施しております。

コーポレート・ガバナンス体制概要図



連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,204,036	流 動 負 債	2,102,411
現金及び預金	717,933	短期借入金	170,000
売掛金	919,185	未払金	351,277
保険代理店勘定	441,830	未払法人税等	65,229
その他	125,086	前受収益	730,677
固 定 資 産	3,474,955	保険料預り金	441,830
有 形 固 定 資 産	198,798	賞与引当金	192,401
建物附属設備	160,137	役員賞与引当金	1,066
工具器具備品	38,660	その他	149,928
無 形 固 定 資 産	1,758,268	固 定 負 債	151,160
のれん	34,296	株式給付引当金	73,732
ソフトウェア	1,215,098	資産除去債務	77,428
ソフトウェア仮勘定	498,791	負 債 合 計	2,253,572
その他	10,082	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,517,888	株 主 資 本	3,374,288
投資有価証券	1,200,296	資本金	365,964
敷金保証金	187,225	資本剰余金	317,554
繰延税金資産	120,178	利益剰余金	3,305,628
その他	10,187	自己株式	△614,858
資 産 合 計	5,678,991	新 株 予 約 権	51,130
		純 資 産 合 計	3,425,418
		負 債 純 資 産 合 計	5,678,991

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔 2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,792,477
売 上 原 価		1,518,732
売 上 総 利 益		4,273,745
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,920,974
営 業 利 益		352,771
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	2,296	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	7,607	
未 払 配 当 金 除 斥 益	188	
助 成 金 収 入	816	
そ の 他	124	11,033
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	950	950
経 常 利 益		362,854
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	25,903	25,903
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,007	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	46,197	49,205
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		339,551
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	169,587	
法 人 税 等 調 整 額	△31,841	137,745
当 期 純 利 益		201,806
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		201,806

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,157,585	流 動 負 債	2,106,069
現金及び預金	665,747	短期借入金	170,000
売掛金	919,185	未払金	351,277
保険代理店勘定	441,830	未払費用	99,404
仕掛品	35,101	未払法人税等	64,966
貯蔵品	14,107	未払消費税等	33,549
前払費用	63,160	前受収益	730,677
未収入金	11,676	預り金	22,210
その他	6,777	保険料預り金	441,830
固 定 資 産	3,479,999	賞与引当金	190,016
有 形 固 定 資 産	198,798	役員賞与引当金	1,066
建物附属設備	160,137	その他	1,071
工具器具備品	38,660	固 定 負 債	151,160
無 形 固 定 資 産	1,758,268	株式給付引当金	73,732
のれん	34,296	資産除去債務	77,428
商標権	4,237	負 債 合 計	2,257,230
ソフトウェア	1,215,098	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	498,791	株 主 資 本	3,329,224
その他	5,845	資 本 金	365,964
投資その他の資産	1,522,932	資 本 剰 余 金	327,462
投資有価証券	564,188	資 本 準 備 金	327,462
関係会社株式	642,086	利 益 剰 余 金	3,250,656
敷金保証金	187,225	その他利益剰余金	3,250,656
長期前払費用	10,177	繰越利益剰余金	3,250,656
繰延税金資産	119,245	自 己 株 式	△614,858
その他	10	新 株 予 約 権	51,130
資 産 合 計	5,637,585	純 資 産 合 計	3,380,355
		負 債 純 資 産 合 計	5,637,585

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,807,909
売上原価	1,518,732
売上総利益	4,289,177
販売費及び一般管理費	3,940,159
営業利益	349,017
営業外収益	
受取配当金	2,296
未払配当金除斥益	188
助成金収入	816
その他	124
営業外費用	
支払利息	950
経常利益	351,492
特別利益	
受取補償金	25,903
特別損失	
固定資産除却損	3,007
投資有価証券評価損	46,197
税引前当期純利益	328,189
法人税、住民税及び事業税	168,568
法人税等調整額	△31,783
当期純利益	191,404

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	小野英樹
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	宮澤達也
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野英樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮澤達也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける

ほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 堀 越 直 ⑩

監 査 役 縫 田 駿 一 ⑩

監査役(社外監査役) 林 隆 夫 ⑩

以 上

このたび「健康経営銘柄2022」に初選定されました

「健康経営優良法人(大規模法人部門)」『ホワイト500』も認定

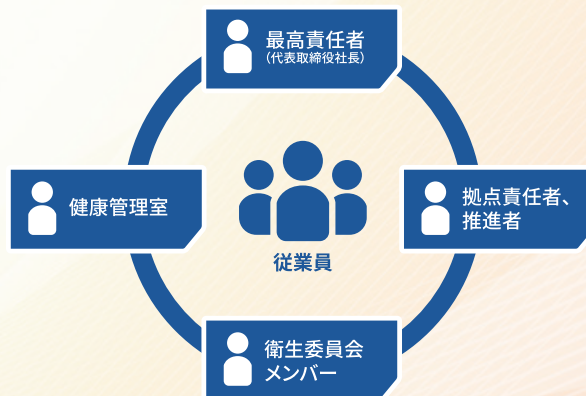


健康経営宣言

株式会社アドバンテッジリスクマネジメントおよびそのグループ会社は、従業員が健やかに生活し元気に働き続けることが、従業員とその家族の永続的な幸福のための、そして会社の活力向上のための、もっとも重要な礎であると考えます。私たちはその実現に向けて全力で取り組み、より高みを目指して改善を続けることを宣言します。

そして従業員の健康と活力向上は、企業理念である「企業の元気を創り出す。」と、コーポレートメッセージ「企業に未来基準の元気を！」を私たち自らが体現すること、そしてお客様に提供する価値の向上にもつながると考えます。

従業員の「元気」を通じて、人々が「安心して働ける環境」と企業の「活力ある個と組織」をみなさまと共に創り出してまいります。



【健康経営推進体制】

株主総会会場ご案内図



会場

八芳園 本館2階「サンライト」

東京都港区白金台一丁目1番1号 TEL 03-3443-3111



交通

東京メトロ南北線
都営地下鉄三田線 } 白金台駅下車 **2番出口** より徒歩1分

八芳園
本館2階「サンライト」



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。